
青森市市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

1 市街化調整区域の許可について

市街化調整区域については、原則として建築物の建築はできないが、都市計画法第34条第12号の規定により、条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたものを、建築できることとなっており、本市においては、「青森市市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準に関する条例」により、自己用住宅の建築に関する要件を定めている。

2 改正理由

都市計画法施行令の改正により、土砂災害警戒区域等を許可の対象区域から除外することとなったこと及び青森市都市計画マスタープランの策定に伴い、移住・定住の促進及び集落のコミュニティ維持を図るため、所要の改正を行うもの。

3 改正内容

- ① 土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域及び洪水浸水想定区域（浸水深3m以上）について、許可の対象となる区域から除外するもの。
- ② 集落内における、自己用住宅を建築する場合の許可要件の1つである居住歴について、現行の指定既存集落2年、既存集落15年と定めているところを、集落の種類を問わず2年に統一するもの。

4 施行期日

令和4年4月1日